

例規第20号

平成25年7月1日

部・課（隊・所）長  
警察学校長 殿  
警察署長

長野県警察本部長

警察職員生活相談要綱の制定について

警察職員がその能力を十分に発揮するためには、それぞれの警察職員が生活に不安や悩みを抱えることなく、安心して職務に専念することができる環境を構築することが重要である。

このため、警察職員が様々な問題を抱え、職務に支障を及ぼすことがないようにするため、警察職員が抱える不安や悩みの解決に向けたサポート体制をより一層充実することとし、次のとおり警察職員生活相談要綱を制定し、平成25年7月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察職員生活相談要綱の制定について（昭和60年3月9日例規第4号）は、廃止する。

警察職員生活相談要綱

目次

- 第1章 総則（第1－第6）
- 第2章 生活相談体制（第7－第12）
- 第3章 生活相談の処理（第13－第16）
- 第4章 補則（第17）

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、警察職員及びその家族（以下「警察職員等」という。）の不安や悩みを解決して、生活の安定の確保と健全化を図り、もって警察職員が安心して職務に専念することができるよう警察職員等の生活相談の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 生活相談の意義

この要綱における「生活相談」とは、警察職員等からの経済問題、家庭問題、健康問題その他公私にわたる問題（刑罰法令に違反する行為に関するものを除く。）について、適切な助言、あっせん等を行うことをいう。

第3 生活相談の対象事項

生活相談の対象は、次に掲げる事項とする。

(1) 職場に関すること。

人間関係、環境条件等（各種事務処理等、業務の遂行行為そのものは含まれない。）に関すること。

(2) 私的な生活に関すること。

家族・親族、健康、育児・教育、介護、異性、住宅、金銭等に関すること。

第4 用語の定義

1 生活相談員

生活相談員とは、本部生活相談員及び所属生活相談員をいう。

2 本部生活相談員

本部生活相談員とは、生活相談に関する専門的知識と経験を有する警察職員で、警察本部の生活相談員として指名された者をいう。

### 3 所属生活相談員

所属生活相談員とは、生活相談に必要な研修を受講した警察職員（受講予定の警察職員を含む。）で、所属の生活相談員として指名された者をいう。

### 4 相談者

相談者とは、生活相談員に対して生活相談を申し出た警察職員等をいう。

## 第5 生活相談制度運用上の基本理念

### 1 身上監督との区別

生活相談は、本来、相互扶助と友愛の精神に立脚して実施されるべきものであり、上司が部下に対する監督権の作用として行う身上監督とは明確に区別するものとする。

なお、生活相談員が部下から相談を受けた場合には、生活相談として取り扱わないものとする。

### 2 不利益な取扱いの禁止

相談者が生活相談を申し出たことを理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないものとする。

### 3 秘密の保持

相談者の秘密の保持については、万全を期すものとする。

## 第6 所属長の責務

1 所属長は、生活相談の重要性を認識し、生活相談制度の趣旨、生活相談員の連絡先、生活相談の利用方法等を所属の警察職員に周知するものとする。

2 所属長は、生活相談業務の効果的な推進を図るため、生活相談員に指名されている者の勤務体制について配慮するものとする。

### 第2章 生活相談体制

## 第7 総括責任者

1 警察本部に総括責任者を置き、警察本部厚生課長をもって充てる。

2 総括責任者は、全ての警察職員が生活相談制度の趣旨を正しく理解することによって生活相談制度が効果的に活用されるよう周知徹底を図るとともに、生活相談制度の運用状況を定期的に把握し、その適正かつ円滑な推進を図らなければならない。

3 総括責任者は、生活相談員の資質の向上及び円滑な運営を図るため、新たに生活相談員に指名された者にはできる限り速やかに、それ以外の生活相談員には適時、研修を実施するものとする。

4 総括責任者は、生活相談員が長期にわたり生活相談業務を適切に行っているなどの場合には、生活相談員に対して表彰が適正になされるよう努めるものとする。

## 第8 運用責任者

1 所属に運用責任者を置き、副署長又は次長（副隊長及び副校長を含む。）をもって充てる。

2 運用責任者は、所属長の事務を補佐し、総括責任者と緊密な連携を図り、生活相談制度の効果的な運用に努めるものとする。

## 第9 生活相談の受理体制

1 警察本部厚生課に本部生活相談員を置くものとする。

2 各所属に所属生活相談員を置くものとする。

#### 第10 生活相談員の指名

1 生活相談員の指名は、警務部長が所属長の推薦を受けて行うものとする。

2 生活相談員の指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、真に生活相談員にふさわしい者を充てるものとする。

3 生活相談員の指名に当たっては、必要な人数の女性の生活相談員が確保されるよう配慮するものとする。

4 生活相談員の指名に当たっては、相談者が自分の上司ではない生活相談員に生活相談をすることができるよう、異なる課（係）から複数の生活相談員が確保されるよう配慮するものとする。

#### 第11 生活相談員の責務

1 生活相談員は、在任中と否とを問わず、在任中に知り得た警察職員等の秘密にわたる事項を漏らしてはならない。

2 生活相談員は、生活相談の過程で警察職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該警察職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に当該生活相談の内容を申告するよう説得することとし、必要に応じ、部外相談員に生活相談をするよう促すものとする。

3 生活相談員は、相談者の同意がある場合を除き、直接相談者の上司に連絡することはしないものとする。ただし、生活相談の過程で明らかに刑罰法令に違反する事実を知った場合には、相談者の上司その他の関係者に報告するものとする。

4 所属生活相談員は、受理した生活相談に対し適切に対応することができない場合には、相談者の同意を得た上で、本部生活相談員、部外相談員、福利厚生を担当者等に適切に取り次ぐよう努めるものとする。

5 本部生活相談員は、生活相談の内容が専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項であるなどのため、受理した生活相談に対し適切に対応することができない場合には、相談者の同意を得た上で、部外相談員、福利厚生を担当者等に適切に取り次ぐよう努めるものとする。

6 生活相談員は、生活相談技法の錬磨など自己研さんに努めるとともに、助言者に徹し、相談者自身が問題を自力で解決するよう働きかけるものとする。

#### 第12 部外相談員

1 部外相談員の設置に関し必要な事項及び部外相談員の利用方法等については、総括責任者が別に定める。

2 生活相談員は、有料の部外相談員を紹介する場合には、相談者にその旨を十分説明するものとする。

### 第3章 生活相談の処理

#### 第13 生活相談の申出

警察職員等は、本部生活相談員、所属生活相談員又は部外相談員のいずれに対しても、口頭、電話、文書等により、生活相談を申し出ることができるものとする。

#### 第14 生活相談の場所

生活相談を受ける場所は、相談者が周囲の目を気にすることなく生活相談をすることができるような場所を選定し、必要に応じ、警察施設以外の場所を利用することができるものとする。

#### 第15 記録

生活相談に関する記録は、実施年月日、申出別（口頭、電話、文書等）、警察職員・家族別、

年代別、相談内容の種別、処理結果等とし、相談者の氏名、生活相談内容等相談者を特定する事項については記録しないものとする。

#### 第16 報告

運用責任者は、生活相談の受理状況について総括責任者に報告するものとする。

なお、具体的な報告要領等は、別に定める。

#### 第4章 補則

#### 第17 その他

この要綱に定めるもののほか、生活相談の実施に関し必要な事項は、別に定める。